

各国における食品リサイクル等の実施状況

	日本	韓国	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン
基本情報	人口:12,745万人 面積:38万km ²	人口:4,888万人 面積:10万km ²	人口:30,905万人 面積:983万km ²	人口:6,222万人 面積:22万km ²	人口:8,170万人 面積:36万km ²	人口:6,278万人 面積:63万km ²	人口:938万人 面積:45万km ²
食品廃棄物の発生量	1,713万トン(平成22年度:食品製造業271万トン、食品卸売業22万トン、食品小売業119万トン、外食産業229万トン、家庭系1,072万トン)	約490万トン(2010年、製造業除く)	5,540万トン(2009年:食品製造業292万トン、小売(卸売、飲食店を含む)1,878万トン、家庭系3,370万トン)	約1,400万トン(2006年:食品製造業約960万トン、流通約37万トン、家庭系約630万トン、学校・病院約260万トン)	約1,100万トン(2012年3月公表:一般家庭由来:667万トン、外食由来:190万トン、産業工業製造業由来:185万トン、流通由来:5.5万トン)	食品を含む有機性廃棄物の発生量約2,210万トン(事業系(食品製造業)560万トン、事業系130万トン(食品製造業を除く)、家庭系1,520万トン)	約101万トン(2010年:食品製造業17万トン、外食産業系約10万トン、家庭67.4万トン)
一人当たり食品廃棄物排出量 (kg/人)	134	約100	179	約225	約135	約352	約108
リサイクルの定義	食品リサイクル法上、飼料化、肥料化、油脂・油脂製品化、メタン化、炭化製品化(燃料、運送燃料)、エタノール化がリサイクルに含まれ、その他の手法(土壌改良材、セメント燃料、固形燃料等)はリサイクルに含まれない。	廃棄物管理法(2007年改正)の定義によると、リサイクルとは、「廃棄物を再使用または、再利用する、あるいは、再資源化する、あるいは、再生可能な利用可能な、あるいは、エネルギー回収する行為としてあり、飼料化、肥料化、バイオガス化のいずれもリサイクルに含まれる。	環境保護局(EPA)では、リサイクルを、「廃棄物から有用物を回収し、新たな製品を製造すること」と定義しており、飼料化や肥料化も含まれる。エネルギー回収はリサイクルに含まれず、バイオガス化はエネルギー回収のいずれもリサイクルに含まれない。	EU廃棄物枠組み指令(2008)によると、リサイクルとは、廃棄物を示の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれる。	リサイクルによる、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれる。	食品を含む有機性廃棄物の発生量約2,210万トン(事業系(食品製造業)560万トン、事業系130万トン(食品製造業を除く)、家庭系1,520万トン)	食品を含む有機性廃棄物の発生量約101万トン(2010年:食品製造業17万トン、外食産業系約10万トン、家庭67.4万トン)
食料自給率(カロリーベース:2009年) ※1	40%	50%	130%	65%	93%	121%	79%
粗粒穀物自給率(2009年) ※2	1%	3%	118%	112%	104%	157%	124%
施肥量(N成分量:万トン) ※3	46	22	1,149	103	179	205	17
都市ごみのコンポスト投入量(万トン) ※4	11 (2011年)	25 (2009年)	1,890 (2010年)	479 (2009年)	830 (2010年)	617 (2011年)	85 (2011年)
エネルギー供給量(=石油換算)に占める再生可能エネルギーの割合 ※5	3.3%	0.7%	5.6%	3.4%	9.9%	8%	33.9%
再生可能エネルギーに占めるバイオマスエネルギーの割合 ※6	36.1%	71%	67.2%	81.2%	78.5%	69.3%	65.4%
その他		食料自給率や飼料自給率が低いことから、飼料化と肥料化を推進。「飼料管理法」と「肥料管理法」に基づく工程規格があり、飼料化は加齢基準、肥料化は有機質基準を設定。食品廃棄物由来の飼料も推定も品質が良く、ほとんどは無償で農家に提供されている。飼料は牛や羊等の反芻動物には与えず、鶏や豚に配合飼料の一部(概ね30%以下)として与えられている。飼料化も肥料化も減少傾向にあるが、バイオガス化は技術的、経済的検討が課題。「廃棄物管理法」に基づき、食品廃棄物の処理施設は毎年検査される。	埋立のデイスンセンティブとして、埋立税が導入されているが、埋立税の増進税率を2011年からトン当たり毎年8ポンドずつ引き上げ、少なくとも2014年まで引き上げを継続。埋立税の対象者(納税義務者)は、処分場の事業主であり、他者の処分場へ廃棄物を処分しようとする者は、処理料金に税金を上乗せして支払うことになる。税率は、通常75ポンド/ト(2013年4月1日時点)である。	埋立のデイスンセンティブとして、埋立税が導入されているが、埋立税の増進税率を2011年からトン当たり毎年8ポンドずつ引き上げ、少なくとも2014年まで引き上げを継続。埋立税の対象者(納税義務者)は、処分場の事業主であり、他者の処分場へ廃棄物を処分しようとする者は、処理料金に税金を上乗せして支払うことになる。税率は、通常75ポンド/ト(2013年4月1日時点)である。	埋立のデイスンセンティブとして、埋立税が導入されているが、埋立税の増進税率を2011年からトン当たり毎年8ポンドずつ引き上げ、少なくとも2014年まで引き上げを継続。埋立税の対象者(納税義務者)は、処分場の事業主であり、他者の処分場へ廃棄物を処分しようとする者は、処理料金に税金を上乗せして支払うことになる。税率は、通常75ポンド/ト(2013年4月1日時点)である。	【フランスの最近の政策】 ・環境汚染活動税(TGAP)の埋立関係の引上げと焼却関係の新設 ・廃棄物に関するTGAPの課税対象者は、処分場・処理施設の事業主であり、事業主は廃棄物の処理料金に税額を上乗せしている。課税額は30ユーロ/ト(2012年)。 ・2025年までに食品廃棄物半減の目標達成に向けて、11の政策を実施。 (例) ・食品ロス(anti gaspillage)の統一ロゴマーク ・反食品ロスの日(10月16日)に優良取組の表彰 ・企業のCSR活動に反食品ロス取組の導入 ・最速使用期限表示から推奨表示(〜前に食べた方がいい)への変更(2014年末まで) ・市民による食品寄付のための1年間の実験WEBサイトの立ち上げ	

(出典) ※1、2: <http://www.maff.go.jp/j/kyokyu/saikyuu/013.html>, ※3: <http://foat33.fao.org/home/index.html#DOWNLOAD>, ※4: (日本) http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ppan/a32/index.htm (日本以外) http://data.oecd.org/BrandedView.aspx?ocid_by_id=env-data-andoi-data-00801-enf

※5、6: mnovabaa information 2012 (IEA)